

II 日蓮宗における住職代務寺院の実状

望 月 兼 雄

(現代宗教研究所員)

一般に代務寺というのは、住職代務者がかりに住職代行をつとめ、正式な住職が就任する間の寺院の活動・護寺を図る漸定的な措置である。

日蓮宗規定二十一号「住職担任教導選定規程」第一条第二項には、「住職代務者は、他の寺院の住職、担任代務者は、住職又は他の教会の担任でなければならない」。第十五条には、「住職が、左の各号の一に該当するときは代務者を置かなければならない。一、欠けた場合、二週間以内に住職承認の申請がないとき。二、病気その他の事故により三月以上職務を行うことができないとき」と、住職代務者の就任資格と、住職代務者を置かなければならない寺院の規定を明らかにしている。

住職が遷化などにより欠けたとき、速やかに新任職の就任が行われないうとき、住職が何らかの事故により職務を遂行できないとき、住職代務者が就任することになる。その就任期間は、第十七条に、「第十五条第一号の場合の住職代務者は、代務期間は三月とする。但し、特別の事由がある寺院に限りこれを三年以内とすることができる」と明示している。あくまで、次期住職就任までの住職にかわる救済の方策といえる。

しかし、さきに報告した地方寺院の実状は、代務者が漸定的でなく、後継住職が定まらぬまま、住職不在、代務寺の恒常化が広汎に一般化しつつあることを指摘した。

教団においては、寺院が布教拠点の先端である。住職教師と檀信徒が寺院を道場として信行に励み儀式を行うとこ

ろであることは、言うまでもない。しかるに、拠点たるべき寺院に指導者としての住職不在は、活動の機能を弱め、ひいては停止させかねない。地方寺院の代務寺とは、住職不在の空寺であるということが判明した。日常の教師の教化活動が行われていない現状は、調査報告の通りである。

これは、教団が、その構成要素ともいえる寺院が、代務寺化しつつあることは、日蓮宗の病める一面を露呈していると言えなくもない。宗門組織への大きな警鐘と聴きとるべきであろう。

代務寺問題は、現在、さきにあげた地方寺院の現象のみではなく、都市・地方を問わず、さまざまな問題を契機としながら、結果として代務寺の状況に追いやられているのが実状である。

幸わい、宗務院庶務部に住職代務者についての調査資料があり、それをもとに代務寺の一端を紹介し、こうした宗門の問題を検討してみることとする。以下、その資料に拠る報告である。

調査当時（昭和五十八年三月）の日蓮宗住職代務寺（以下、代務寺とす）は、四五七カ寺ある。

調査票の回収は、三四九カ寺、代務寺全体の七六％であった。

調査票記入の代務者就任の理由を、主観的ではあるが分類して表出したのが、図表15である。

不明（回答なし）を除いて、大体、二〇項目に分けられた。やはり、種々の理由にもとづくことが、これによって知られるのである。

代務理由の多い順に列示すると、(1)「寺院経営（維持）困難」が、八四カ寺（二四％）、(2)「寺院後継住職なし」四六カ寺（一三％）、(3)「後継者が住職資格を得るまで」三八カ寺（一一％）、(4)「住職死亡のため」三七カ寺（一〇％）、(5)「住職退任・転出のため」二三カ寺（六・六％）。

以上、上位五項目をあげると、二二八カ寺（六六％）、過半数になる。

その内、代務寺のあるべき姿の回答は、(3)のみである。他の(1)・(2)・(4)・(5)は、住職が欠けてしまったけれども、

図表15 日蓮宗代務寺(1) 住職代務者就任の理由

日蓮宗寺院・寺院僧籍調査資料に依る(昭和58年3月)

番号	理由の内容	寺院数	(%)
(1)	寺院の経営(維持)の困難	84	(24)
(2)	寺院後継住職なし	46	(13)
(3)	後継者が住職資格を得るまで	38	(11)
(4)	住職死亡のため	37	(11)
(5)	住職の退任・転出のため	23	(6.6)
(6)	檀家が住職就任をのぞまない	21	(6.0)
(7)	堂宇などの復興のため	19	(5.4)
(8)	昔からの慣例である	19	(5.4)
(9)	干渉人との関わりのため	14	(4)
(10)	隣接寺の都合	9	(2.6)
(11)	自分でなければだめ	4	(1.1)
(12)	先代住職と檀家間の問題から	4	(1.1)
(13)	他の寺へ特別に住職就任しているため	4	(1.1)
(14)	七百遠忌後の寺院運営整理のため	4	(1.1)
(15)	住職の行方不明	3	(0.9)
(16)	訴訟問題などのため	3	(0.9)
(17)	本寺と代務寺の檀家が同一であるため	2	(0.6)
(18)	宗教法人設立許認問題のため	2	(0.6)
(19)	檀家が住職定住を希望しない	1	(0.3)
(20)	不明	11	(3.2)
	合計	349カ寺	(100)

図表16 日蓮宗代務寺(2) 代務寺住職後任者の見込

日蓮宗寺院・寺院僧籍調査資料に依る(昭和58年3月)

	内 訳	寺院数(%)
(1)	住職後任者あり(予定)	119(44)
(2)	現在さがしている	18(7)
(3)	代務者がする	14(5)
(4)	なし(未定)	125(46)
計		276(100)

後継住職が入る保証が明示されていない。住職が欠けたまま、空寺になる可能性を示唆している。回答は、当事者の任意の回答であるため一つの理由のみであるが、例えば、(4)「住職死亡のため」が直接の原因ではあるが、それによって、(1)や(2)の複数の理由が連関して代務寺となっていることが考えられるのである。

さらに、(6)「檀家が住職就任をのぞまない」、(9)「檀家が住職定任を希望しない」といった理由も、予想として上記の範囲に入れられる。経済的な裏付けのない、生活できない寺院ゆえの代務寺が、全体の六〇％に達している。いわゆる「生活困難寺院」という現状が認められる。これは、さきの寺院調査の報告と軌を一にするもので、最も大きな代務寺問題であるというまでもない。

さらに、多方面にわたる理由を、いくつかにまとめてみれば、(8)「昔からの慣例である」、(17)「本寺と代務寺の檀家が同一であるため」という、「伝統的代務寺院」として行われてきているもの。(7)「堂宇などの復興のため」、(14)「七百遠忌後の寺院運営整理のため」は、復興事業を目的としたもの。さらに、(9)「干与人との関わりのため」、(12)「先代住職と檀家間の問題から」、(16)「訴訟問題などのため」、(18)「宗教法人設立許認可問題のため」などは、住職空席のまま、何らかの障害があつて就任に至っていない「住職就任問題寺院」といえよう。この範囲に入る寺院は、さまざまな問題惹起が解決されなかったための代務寺であり、「生活困難寺院」とは、対照的に、むしろ都市における寺院等級が比較的上位の寺院である。このゆえに、住職権問題が、干与人・檀家・法縁・法人許認など理由が多岐にわたっている。代務寺問題が都市では、農村僻地と違った、このようなかたちで認められることが注目される。伝道拠点としての寺院正常化のため、本山代務寺化の解消とともに、これらの解決が早急にのぞまれる。

この調査では、同時に「代務寺住職後任者見込」についても回答を求めた。その集計が図表16である。この欄の記入総数は、二七六カ寺である。その内訳をみると、(1)「住職後任者あり(予定)」一一九カ寺(四四％)より、(4)「なし(未定)」一二五カ寺(四六％)が上まわっている。代務寺は、将来、住職就任より、引き続き、住職不在の状態が

続く寺院の方が多くなると思われる。これらは、さきに見た「生活困難寺院」と重ね合わせられる寺院群である。農村の僻地、過疎地における住職が死亡などによって欠けた寺院が、後継者無し、代務寺となり、空寺化してゆくパターンが、この集計から見えてとれるのである。

このように考えるとき、代務寺が、宗門寺院の中で、かなり高い比率で認められることは、本来、寺院を拠点とし、布教の一単位として進めてきた存在が、社会変動の影響や寺檀・僧俗対応のあり方が住職不在の代務寺となつてあらわれてきていることが判明した。

都市優等寺院における問題、地方僻地過疎寺院における問題の両面が顕在している。

とくに、地方寺院の、住職死亡↓後継者なし↓代務寺の経過は、今後その回復が期待されず、漸増の傾向にある。代務寺⇨空寺の恒常化は、日蓮宗規定でいうところの代務寺の認識より、むしろ、代務寺⇨空寺対策へ、緊急でしかも長期の展望を見通した上で、対応が求められているといえる。